

宮城県公報

宮 城 県
（総務部県政情報・文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

告 示

○指定管理者の指定（三件）	（障害福祉課）	一
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定	（同）	二
○漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果（区域内特定養殖業者）	（農林水産経営支援課）	二
○農用地利用配分計画の認可	（農業振興課）	二
○農用地利用配分計画の認可の申請	（同）	二
○家畜伝染病の発生	（畜産課）	二
○保安林の指定の解除	（森林整備課）	三
○保安林の指定の解除の予定	（同）	三
○保安林の指定施業要件の変更の予定（二件）	（同）	三
○保安林の指定施業要件の変更（二件）	（同）	四
○道路の供用開始	（道路課）	五
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	（防災砂防課）	五
○土砂災害警戒区域の指定	（同）	七
○開発行為に関する工事の完了	（建築宅地課）	七
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定	（教育庁高校教育課）	七
○企業局財務規程の一部を改正する管理規程		七

告 示

ページ

○宮城県告示第九十五号
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。
平成三十年十二月二十一日

一 公の施設の名称

宮城県障害者福祉センター

二 指定した団体の名称及び所在地

社会福祉法人宮城県身体障害者福祉協会
仙台市宮城野区幸町四丁目六番二号

三 指定の期間

平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

○宮城県告示第九十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。
平成三十年十二月二十一日

一 公の施設の名称

宮城県障害者総合体育センター

二 指定した団体の名称及び所在地

社会福祉法人宮城県身体障害者福祉協会
仙台市宮城野区幸町四丁目六番二号

三 指定の期間

平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

○宮城県告示第九十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。
平成三十年十二月二十一日

一 公の施設の名称

宮城県視覚障害者情報センター

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 指定した団体の名称及び所在地

公益財団法人宮城県視覚障害者福祉協会

仙台市宮城野区幸町四丁目六番二号宮城県障害者福祉センター内

三 指定の期間

平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

○宮城県告示第九十八号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十四の規定により告示する。

平成三十年十二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四五三二〇〇九一
事業所の名称及び所在地	放課後等デイサービス 遠田郡美里町青生字 新鳴瀬二十番地
指定障害児通所支援の種類	放課後等デイサービス
設置者名	一般社団法人 こころん
指定年月日	平成三十年十二月一日

○宮城県告示第九十九号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号。以下「法」という。）第二百二十五条の六第三項において準用する法第五十五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第二百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成三十年十二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区の名称	宮城県第三十七加入区
区 域	平成十九年宮城県告示第三百十八号（漁業災害補償法）に基づき漁業共済に係る加入区の設定された宮城県漁業協同組合の気仙沼地区のうち階上の区域
同意成立の届出年月日	平成三十年十二月四日
発起人の住所及び氏名	気仙沼市波路内田百一 近藤 重明 気仙沼市長磯下原六十六 菊田 守
養殖業の種類	漁業災害補償法施行令（昭和三十九年政令第二百九十三号）第十八条の四に規定するほたて貝養殖業
区域内特定養殖業者数	九人

○宮城県告示第千百号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成三十年十二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 農用地利用配分計画の概要

別冊一のとおり

二 認可年月日

平成三十年十二月二十一日

○宮城県告示第千百一号

農地中間管理機構公益社団法人みやぎ農業振興公社から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第三項の規定により、当該農用地利用配分計画を平成三十年十二月二十一日から平成三十一年一月四日まで、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十年十二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 農用地利用配分計画の概要

別冊二のとおり

二 申請年月日

平成三十年十二月七日

三 縦覧場所

宮城県庁（農林水産部農業振興課）

○宮城県告示第千二百号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成三十年十二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 家畜伝染病の種類

ヨーネ病

二 畜種

牛（ホルスタイン種）

三 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数

患畜 一頭

四 発生の場所又は区域

加美町

五 発生年月日

平成三十年十二月十一日

六 患畜の取扱

法令殺

○宮城県告示第千三百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年十二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所

巨理郡山元町高瀬字浜砂一の九・一の二〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

二一 解除に係る保安林の所在場所

巨理郡山元町高瀬字浜砂一の九・一の二〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び山元町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第千四百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成三十年十二月二十一日

一 解除予定保安林の所在場所

気仙沼市唐桑町小鯖一〇九の三・一二七の六・一八六・一八七・一八九・一八九の一・一八九の四（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び気仙沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第千四百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成三十年十二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

石巻市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

石巻市（次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第千六百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成三十年十二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

伊具郡丸森町（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

干害の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

伊具郡丸森町（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び丸森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第千七百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年十二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

塩竈市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び塩竈市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第千八百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年十二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

塩竈市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

- (一) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (二) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び塩竈市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第千九百九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成三十年十二月二十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	仙台松島線	宮城県利府町春日字二ツ石四四番二地先から同郡同町春日字柳沢三二番一地先まで	平成三十年十二月二十五日午後一時

○宮城県告示第千百十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

平成三十年十二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	建築物の構造の規制に必要なる衝撃に関する事項	縦覧場所
前釜沢1	土石流	石巻市馬鞍字前釜、字山神前、字百目木（次の図のとおり）	次の図のとおり	宮城県土木部防
前釜沢2	土石流	石巻市馬鞍字前釜、字山神前、字百目木（次の図のとおり）	次の図のとおり	宮城県土木部防

百目沢	土石流	石巻市馬鞍字前釜、字山神前、字百目木（次の図のとおり）
翁倉沢	土石流	石巻市北上町女川字幼（次の図のとおり）
1 御屋敷沢の	土石流	石巻市北上町橋浦字袖ノ山、字袖山、字新三貫沢（次の図のとおり）
2 1 1 御屋敷沢の	土石流	石巻市北上町橋浦字袖ノ山、字袖山、字新三貫沢（次の図のとおり）
2 1 2 御屋敷沢の	土石流	石巻市北上町橋浦字袖ノ山、字袖山、字新三貫沢（次の図のとおり）
本地沢2	土石流	石巻市北上町橋浦字小袖山、字西（次の図のとおり）
本地沢	土石流	石巻市北上町橋浦字宮田山、字丸森、字館山、字宮田、字東、字曾呂美（次の図のとおり）
御屋敷	急傾斜地の崩壊	石巻市北上町橋浦字袖ノ山、字袖ノ山、字新三貫沢、字古戸山（次の図のとおり）
吉浜の3	急傾斜地の崩壊	石巻市北上町十三浜字吉浜、字月浜、字月浜前（次の図のとおり）
百目木	急傾斜地の崩壊	石巻市馬鞍字百目木、字三河尻、字台（次の図のとおり）
本地の3	急傾斜地の崩壊	石巻市北上町橋浦字西山、字宮田、字曾呂美（次の図のとおり）
元台の1	急傾斜地の崩壊	石巻市馬鞍字元台（次の図のとおり）
前釜の1	急傾斜地の崩壊	石巻市馬鞍字前釜、字山神前（次の図のとおり）
山神前	急傾斜地の崩壊	石巻市馬鞍字山神前、字前釜、字元台（次の図のとおり）
前釜の2	急傾斜地の崩壊	石巻市馬鞍字前釜、字百目木（次の図のとおり）
前釜の3	急傾斜地の崩壊	石巻市馬鞍字前釜、字百目木、字台（次の図のとおり）
本地の1	急傾斜地の崩壊	石巻市北上町橋浦字袖ノ山（次の図のとおり）
本地の4	急傾斜地の崩壊	石巻市北上町橋浦字西山、字宮田（次の図のとおり）
中原の8	急傾斜地の崩壊	石巻市北上町女川字幼、字要害山（次の図のとおり）

百々目木沢 の1	下笠谷	菖蒲沢	立石沢	飯又沢	岡沢	岡沢	菖蒲沢	一子沢	鶏三の沢	鶏沢東の沢	鶏沢	2中ノ下沢 1	北赤坂山西	北赤坂山南	要害の3	要害の1	中原の9	
急傾斜地 の崩壊	急傾斜地 の崩壊	急傾斜地 の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地 の崩壊	急傾斜地 の崩壊	急傾斜地 の崩壊	
柴田郡村田町大字小泉字百々目木(次 の図のとおり)	柴田郡村田町大字小泉字下笠谷、字反 山(次の図のとおり)	柴田郡村田町大字小泉字愛宕山、字菖 蒲沢(次の図のとおり)	柴田郡柴田町本船迫字立石、柴田郡村 田町沼辺字立石(次の図のとおり)	柴田郡村田町大字小泉字飯又、字三斗 内、字西三斗内(次の図のとおり)	柴田郡村田町大字小泉字岡、字畑、字 五斗内、字岡前、字新岡前(次の図の とおり)	柴田郡村田町大字小泉字岡、字反 斗、字新岡前、字原田、字反 斗(次の図のとおり)	柴田郡村田町大字小泉字蜂入、字愛宕 山、字菖蒲沢(次の図のとおり)	柴田郡村田町大字小泉字唐沢、字反 山、字一子沢、字天田、字馬ノ爪、字 山入(次の図のとおり)	柴田郡村田町大字小泉字寒風沢、字牛 沢(次の図のとおり)	柴田郡村田町大字小泉字寒風沢、字牛 沢(次の図のとおり)	柴田郡村田町大字小泉字鶏沢、字賀籠 沢(次の図のとおり)	柴田郡村田町大字小泉字鶏沢(次の図 のとおり)	柴田郡村田町大字小泉字中下、字鶏 沢、字小滝、字天沼、字牛石、字寒風 沢(次の図のとおり)	柴田郡村田町大字小泉字姥ヶ懐山、字 北赤坂山、字新堤(次の図のとおり)	柴田郡村田町大字小泉字姥ヶ懐山、字 北赤坂山、字新堤(次の図のとおり)	石巻市北上町女川字幼、字高梨子(次 の図のとおり)	石巻市北上町女川字幼(次の図のとお り)	石巻市北上町女川字幼(次の図のとお り)
															次の図のと おり			
															宮城県土木部防 災砂防課及び宮 城大河原土木 事務所			

大夫	作田山	山崎	原沢3	原沢2	上宮前沢	高瀬大沢	南山神沢	大沢2-1-3	大沢2-1-2	じんむ沢	影倉沢	古寺沢	法羅沢	永沢	梅の木沢	新明寺沢	東山	百々目木沢 の3	百々目木沢 の2	百々目木沢 の1
急傾斜地 の崩壊	急傾斜地 の崩壊	急傾斜地 の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地 の崩壊	急傾斜地 の崩壊	急傾斜地 の崩壊	急傾斜地 の崩壊
巨理郡山元町八手庭字大夫(次の図の とおり)	巨理郡山元町浅生原字作田山(次の図 のとおり)	巨理郡山元町鷲足山崎(次の図のと おり)	巨理郡山元町浅生原(次の図のと おり)	巨理郡山元町浅生原(次の図のと おり)	巨理郡山元町浅生原(次の図のと おり)	巨理郡山元町高瀬字南山神(次の図の とおり)	巨理郡山元町高瀬字南山神(次の図の とおり)	巨理郡山元町八手庭字大沢(次の図の とおり)	巨理郡山元町八手庭字大沢(次の図の とおり)	巨理郡山元町真庭字新田(次の図のと おり)	巨理郡山元町坂元字影倉(次の図のと おり)	巨理郡山元町坂元字古寺(次の図のと おり)	巨理郡山元町坂元字法羅(次の図のと おり)	巨理郡山元町坂元字永沢(次の図のと おり)	巨理郡山元町坂元字鈴ヶ入(次の図の とおり)	岩沼市北長谷字畑堤上南(次の図のと おり)	柴田郡村田町大字小泉字牛石、字寒風 沢(次の図のとおり)	柴田郡村田町大字小泉字百々目木、字 出口(次の図のとおり)	柴田郡村田町大字小泉字百々目木、字 山上(次の図のとおり)	柴田郡村田町大字小泉字百々目木、字 山上(次の図のとおり)
															次の図のと おり					
															宮城県土木部防 災砂防課及び宮 城仙台東土木 事務所					

八手庭横山	急傾斜地の崩壊	巨理郡山元町八手庭字横山（次の図のとおり）
大平横山	急傾斜地の崩壊	巨理郡山元町大平字横山（次の図のとおり）
小屋前	急傾斜地の崩壊	巨理郡山元町大平字小屋前（次の図のとおり）
下宮前	急傾斜地の崩壊	巨理郡山元町浅生原字下宮前（次の図のとおり）

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第千百一十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）
 第七条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

平成三十年十二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	縦覧場所
中ノ下沢1	土石流	柴田郡村田町大字小泉字中下、字鶏沢（次の図のとおり） 柴田郡村田町大字小泉字天沼、字寒風沢（次の図のとおり）	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県大河原土木事務所
鶏二の沢	土石流	柴田郡村田町大字小泉字賀籠沢、字鶏沢（次の図のとおり）	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県仙台土木事務所
百々目木沢	土石流	柴田郡村田町大字小泉字鴻巣、字愛宕山、字天田、字百々目木、字山上（次の図のとおり）	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県仙台土木事務所
大沢2-1	土石流	巨理郡山元町八手庭字大沢（次の図のとおり）	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県仙台土木事務所
原沢	土石流	巨理郡山元町浅生原（次の図のとおり）	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県仙台土木事務所

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第二項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。
 平成三十年十二月二十一日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
 宮城県知事 村 井 嘉 浩
 角田市枝野字北島八十一番一、八十二番二、八十二番一、八十二番二、八十三番一、八十三番二、八十四番一、八十七番二、百六十番地先の道、八十八番地先の水の各一部、八十四番二、八十五番、八十六番、八十七番一、八十八番一、同字大坊二百七十七番二、三百十九番二、三百九十四番の各一部、二百七十七番三

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
 角田市

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。
 平成三十年十二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品の名称及び数量 A重油（JIS一種一号） 二百キロリットル
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁高校教育課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成三十年十二月十一日
- 四 落札者の名称及び所在地 株式会社気仙沼商會仙台支店 宮城県仙台市泉区市名坂字原田一六〇
- 五 落札金額 一千九百五十万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成三十年十一月十三日

企 業 局

○宮城県企業局管理規程第六号
 企業局財務規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。
 平成三十年十二月二十一日

宮城県公営企業管理者 遠 藤 信 哉
 企業局財務規程の一部を改正する管理規程

企業局財務規程（昭和四十九年宮城県企業局管理規程第九号）の一部を次のように改正する。

別表第一勘定科目表の資本勘定の表中

「 一般会計繰出金 」		
-------------------	--	--

「 他会計納付金 」		地方公営企業法（昭和27 年法律第292号）第18条 第2項に基づき一般会計 等への納付金
------------------	--	--

を
に改める。

附 則

この管理規程は、平成三十年十二月二十一日から施行する。